

○島田市ポスター等掲示場設置事業費補助金交付要綱

平成17年5月5日

告示第5号

(趣旨)

第1条 市長は、市及び公共的団体の行事等を市民に周知させるためポスター等掲示場設置事業を行う自治会等（市内の町又は字その他一定の区域において、その区域の全世帯を対象として地縁に基づき結成されている自治会、町内会等の市民組織をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(平19告示23・一部改正)

(補助の対象及び補助率（額）)

第2条 補助の対象及び補助率（額）は、次の表のとおりとする。

補助の対象	補助率（額）
次の各号に掲げる要件のすべてを満たすポスター等掲示場の設置に要する経費 (1) 自治会等が管理運営する集会場と同一の敷地又はこれに近接する場所に設置すること。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。 (2) 掲示板の形状が、独立型又は壁掛け型であること。 (3) 設置場所が自治会等の所有地でない場合は、設置について土地所有者の承諾を得ていること。	当該事業に要する経費の2分の1以内（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

(平18告示50・平19告示23・一部改正)

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、規則第13条第1号アに規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 規則第13条第2号に規定する事業計画書
- (2) 設置位置図
- (3) 見積書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者のうち掲示場を設置する土地の所有者でない者にあつては、前項各号に掲げる

書類のほか、当該土地の所有者の承諾書を添付するものとする。

(平19告示23・平25告示45・一部改正)

(交付の条件)

第4条 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、市長の承認を受けなければならないこと。

ア 事業の内容の変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助対象経費の額の20パーセントを超える額の変更をしようとする場合

(2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(平25告示45・追加)

(交付決定の通知)

第5条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第13条第4号アに規定する補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(平25告示45・追加)

(変更の承認)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者が第4条第1号ア又はイに規定する変更をしようとするときは、規則第13条第5号に規定する補助金交付変更承認申請書に次に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 規則第13条第2号に規定する変更事業計画書

(2) 設置位置図

(3) 見積書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めたときは、規則第13条第6号に規定する補助金交付変更承認書により、申請をした者に通知するものとする。

(平19告示23・一部改正、平25告示45・旧第5条繰下・一部改正)

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、規則第13条第7号に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 規則第13条第2号に規定する事業実績書

(2) 領収書の写し

(3) 事業の完了を確認できる写真

(4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(平19告示23・一部改正、平25告示45・旧第6条繰下・一部改正)

(交付確定の通知)

第8条 市長は、補助金の額を確定したときは、規則第13条第8号に規定する補助金交付確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(平25告示45・追加)

(補助金の請求)

第9条 補助金の交付の確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに、規則第13条第9号に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

(平25告示45・旧第8条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年5月5日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の公示の日の前日までに、合併前の島田市ポスター等掲示場設置事業費補助金交付要綱（平成5年島田市告示第24号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(平18告示50・旧第3項繰上)

附 則（平成18年3月30日告示第50号）

この告示は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則（平成19年2月22日告示第23号）

(施行期日)

1 この告示は、平成19年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の公示の日の前日までに、改正前の島田市ポスター等掲示場設置事業費補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年3月27日告示第45号）

この告示は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。